

## 平成 24 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

(農林水産省)

制度名	中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除（農業者関係）	
税目	所得税・法人税（措法 10 の 3、42 の 6、68 の 11）	
要望の内容	<p>農業者等が機械等を取得した場合の特別償却（30%）又は税額の特別控除（7%）の2年延長。</p> <p>【制度の概要】</p> <p>(1) 適用対象者：青色申告を行う農業者等</p> <p>(2) 対象設備の取得価額：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機械及び装置（1台の取得価額が160万円以上）</li> <li>・特定の器具及び備品（1台の取得価額が120万円以上）</li> <li>・一定のソフトウェア（1つの取得価額が70万円以上）</li> </ul> <p>(3) 特例措置：青色申告を行う農業者等が上記機械等を取得し、農業の用に供した場合には、初年度にその取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除（但し、資本金3,000万円以下）の選択適用が認められる。</p>	
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	一 百万円 (▲132,200 百万円)
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>中小規模の農業者がほぼ全体である農業では、生産性の向上等により経営体质を強化していくことが必要不可欠。また、農業は、地域経済においても基礎的かつ中心的な役割を担っており、食品産業や観光業等を含めた地域経済の活性化のためにも、生産性の向上等により農業経営の体质強化を図ることが必要不可欠。</p> <p>このため、生産性の向上に資する高性能な農業機械等の導入（機械化等投資）を加速し、農業における継続的な生産性向上及び経営改善・強化を通じて、農業者の経営安定及び農産物の安定供給を確保することが目的。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>本税制措置は、高性能な農業機械等に対する投資を行う意欲と能力のある農業者を広く支援し、農業の生産性向上等を通じた農業者の経営安定及び農産物の安定供給に必要不可欠。</p> <p>農業者は中小規模の農業者がほぼ全体であり、財務基盤や投資体力が脆弱であるため、機械化等投資による生産性向上を図る意欲と能力を有していても、取り巻く経営環境が厳しい状況にある中で、十分な資金を充当できず、当該投資が遅れがち。</p> <p>このため、中小規模の農業者が、農業機械等の導入を円滑に進め、農業生産性の向上を図るには、投資インセンティブとして農業機械等の取得に伴う初期投資の負担軽減を図る本税制措置が必要不可欠。</p> <p>また、東日本大震災からの迅速な復旧・復興が国家的な課題である状況で、農業者による前向きな取組を支援するためにも必要不可欠。</p>	

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	<p><b>《大目標》</b>            食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p><b>《中目標》</b>            食料の安定供給の確保</p> <p><b>《政策分野》</b>            国産農畜産物を軸とした食と農の結び付きの強化</p>							
		政策の達成目標	高性能な農業機械等の導入（機械化等投資）を促進することにより、農業の生産性向上を図り、農業者の経営安定及び農産物の安定供給を確保する。							
		租税特別措置の適用又は延長期間	平成24年4月1日から平成26年3月31日まで							
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ							
	政策目標の達成状況		平成17年～21年の間に、水稻における10a当たり投下労働時間が10.2%低減しており、高性能な農業機械等の導入により農業の生産性の向上及び農産物の安定供給の確保に一定の効果を上げている。							
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>24年度 (見込み)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象数(台)</td><td>70,003</td></tr> <tr> <td>適用件数(件)</td><td>2,667</td></tr> <tr> <td>減税見込額(百万円)</td><td>377</td></tr> </tbody> </table>	区分	24年度 (見込み)	対象数(台)	70,003	適用件数(件)	2,667	減税見込額(百万円)
区分	24年度 (見込み)									
対象数(台)	70,003									
適用件数(件)	2,667									
減税見込額(百万円)	377									
要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>本税制措置は、税額控除と特別償却の選択適用を可能としており、これにより、農業者は機械化等投資を行う初年度の税負担軽減による資金繰りの緩和、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能。このため、農業者の資金繰りにメリット（資金繰りやキャッシュフローの改善）を生じさせる効果があり、機械化等投資へのインセンティブとなる。</p> <p>加えて、本税制措置では、幅広く農業者の設備投資を支援する一方で、一部の資産について一定要件以上のものに範囲を限定することにより、生産性向上に資する機械化等投資に重点化して支援を行う制度運用設計がなされている。</p> <p>このようにして、農業者の機械化等投資における初期投資を抑え、当該投資を促進することにより、農業の生産性向上を図り、農業者の経営安定及び農産物の安定供給を確保する効果が見込まれる。</p>									

	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	(関連する措置) ・農畜産業機械等リース支援事業 1,627百万円 ・経営体育成支援事業 7,168百万円 ・多様な農業者向け制度金融 10,947百万円
相当性	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	本税制措置と同一の目的及び対象要件で交付される補助金等の予算上の措置及び財投による融資制度等は存在しない。 機械化等投資等の農業の生産性向上に係る政策支援については、関係する補助金、交付金、金融等の措置と一体的に講じることにより、政策効果の拡大を図る。
	要望の措置の妥当性	農業者による高性能な農業機械等に対する投資（機械化投資）を促進し、農業の生産性向上の底上げを図るためにには、対象とする農業者や農業機械等が限定される補助事業では不十分であり、機械化等投資を計画的に行う意欲と能力のある農業者を幅広く支援できる税制措置が政策手段として妥当。 また、農業においては、水稻、園芸等の作物の品種が多数あり、農業者の資金状況や作物の品種毎の業況に機械化等投資が左右されるため、対象者、対象設備等が限定される補助金や財投融資とは異なり、適用条件が一般的な設備の取得であり、対象者を特定しない税制措置による支援が妥当。
これまでの租税特別措置の適用実績	租税特別措置の適用実績	過去5年間の減収額の推移 平成18年度 431百万円 平成19年度 386百万円 平成20年度 381百万円 平成21年度 389百万円 平成22年度 377百万円  (本税制措置の減税対象機械等の出荷額等により減税見込額を算出)
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	生産性向上をもたらす高性能な農業機械等は初期投資額が大きいため、本税制措置による初期投資額の軽減等は農業者による機械化等投資の促進に大きなインセンティブとなり、農業の生産性向上に大きく寄与する。 本税制措置の利用状況について中小企業庁においてアンケート調査（中小企業庁の委託事業の一環でH21年6月に実施。全体の回答数は約5,500社）を実施したところ、本税制措置の存在を知る中小企業者の約4割が利用（全回答事業者ベースでは約2割）、本税制措置を利用した企業の約5割が「本税制が設備投資の決定に影響した」と回答。また、本税制措置を利用した設備投資の目的として、多数が「設備の能力拡充」や「より高性能な設備への更新」と回答。したがって、本税制措置が農業者を含めた中小企業の生産能力の拡充や生産性向上に寄与する設備投資を強力に後押ししていることが分かる。

	前回要望時の達成目標	農林水産業等の体质強化 他産業並みの所得を確保しうる効率的かつ安定的な農林漁業・関連産業の育成
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	農業者の経営環境が依然として厳しく、設備投資のための資金繰り等が厳しい状況にあったため。
これまでの要望経緯	平成 10 年度 平成 11 年度 平成 12 年度 平成 13 年度 平成 14 年度 平成 16 年度 平成 18 年度 平成 20 年度 平成 22 年度	創設 1 年間の延長及び対象設備の拡充 [普通自動車：車両重量 8t 以上→3.5t 以上] 1 年間の延長 [平成 13 年 5 月までの適用期限の延長] 10 カ月の延長 [平成 14 年 3 月までの適用期限の延長] 2 年間の延長 [対象設備（機械・装置）の取得価額引き下げ] 取得：230 万円以上→160 万円以上 リース：300 万円以上→210 万円以上 2 年間の延長 [対象設備（器具・備品）の取得価額引き上げ] 取得：100 万円以上→120 万円以上 リース：140 万円以上→160 万円以上 2 年間の延長 [対象資産に一定のソフトウェア、デジタル複合機を追加し、電子計算機以外の器具・備品を除外] 2 年間の延長 2 年間の延長